

(案)

愛知県公共土木施設防災安全協定書

愛知県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理する公共土木施設の△△△、〇〇〇〇工区において特に緊急性を要する業務又は工事(以下「業務等」という)を、甲が乙に対して発注し、乙が受注する場合の取り決めとして、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、台風、豪雨、地震等の災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合並びに障害物や積雪等により交通渋滞や事故等が発生するおそれのある場合等に、甲が管理する公共土木施設について、以下の業務等により、二次災害の防止や迅速な災害活動の実現等に努め、もって県民の安全の確保を図ることを目的とする。

- 一 巡視業務
- 二 災害応急工事
- 三 緊急維持修繕工事等
- 四 道路雪氷対策業務

(定義)

第2条 この協定において「巡視業務」とは、災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合等に行う公共土木施設の被災状況等を把握する業務をいう。

- 2 この協定において「災害応急工事」とは、災害に際し、緊急に機能回復し又は障害を除去しなければ県民の生活や災害活動に支障が生じるおそれがあると判断した場合に行う必要かつ最低限の工事をいう。
- 3 この協定において「緊急維持修繕工事等」とは、甲の管理する公共土木施設の維持修繕工事で緊急を要しかつ小規模な工事及び甲の管理する公共土木施設で緊急に対応が必要な業務（第1項及び第4項の業務を除く）をいう。
- 4 この協定において「道路雪氷対策業務」とは、甲の管理する道路の積雪又は路面凍結による立ち往生車両やスリップ事故等を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するための業務をいう。

(協定期間)

第3条 この協定期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(業務等の履行)

第4条 甲が巡視業務を乙に発注する場合は、乙は可能な限り受注するものとする。この場合において、甲及び乙は、巡視業務契約約款に基づいて、これを誠実に履行しなければならない

- 2 甲が災害応急工事の施工を乙に発注する場合は、乙は可能な限り受注するものとする。この場合において、甲及び乙は愛知県公共工事請負契約約款に準じて、これを誠実に履行しなければならない。
- 3 甲が緊急維持修繕工事等を乙に発注する場合は、乙は可能な限り受注するものとする。この場合において、甲及び乙は愛知県緊急維持修繕工事等契約約款に基づいて、これを誠実に履行しなければならない。
- 4 甲が道路雪氷対策業務を乙に発注する場合は、乙は可能な限り受注するものとする。この場合において、甲及び乙は道路雪氷対策業務契約約款及び道路雪氷対策業務仕様書に基づいて、これを誠実に履行しなければならない。
- 5 甲が第2条で定義した業務を発注する場合に備え、乙は必要な体制を確保しなければならない。
- 6 乙がこの協定の応募にあたって提出した技術提案書に記載された内容については、気象条件等により不測の事態に陥った場合を除き、その履行を約束するものとする。

(費用の積算)

第5条 甲は、業務等に要した費用について、前条において実施された業務等の内容を確認し、甲の積算基準及び

設計単価をもって決定するものとする。

(相互協力)

第6条 乙は担当工区において、気象条件等により業務等の対応が不能となった場合は、速やかに甲に状況を報告するものとする。

2 甲は乙との協議によって、隣接工区のみならず、当該建設事務所管内の他工区における業務等を乙に発注できるものとする。

(協定の解除)

第7条 甲は、第3条の協定期間内の初年度及び二年度目において、入札参加資格、履行状況等を評価した上で、乙に対し協定継続の意向確認をするものとする。その結果、協定継続が困難な場合には、甲乙協議の上、協定を解除できるものとする。

2 協定締結後、乙が正当な理由なくこの協定を履行しなかった場合、及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、甲はこの協定を解除することができるものとする。

3 前項の規定によりこの協定を解除した場合に、乙に損害が生じても甲はその責めを負わないものとする。また、この場合「総合評価落札方式」における評価及び「建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数」の算定における実績の対象外とする。

(連絡連携体制の整備等)

第8条 乙は、大規模地震等に備え甲が整備する連絡連携体制等マニュアルの作成に協力するとともに、甲が連絡連携体制等マニュアルに基づき出動依頼した場合には、誠実に履行するものとする。

2 乙は、甲が開催する防災訓練への参加及び保有資機材等の調査に協力するものとする。(被害状況の収集等を目的としてインターネットを使用した訓練を実施する場合にかかる費用も含む)

3 乙は災害時に道路、河川、港湾等の甲が管理する公共土木施設の迅速な状況把握及び応急復旧等を実施するため乙が使用する車両の緊急通行車両等の事前届出の手続きを行い、交付された標章、緊急通行(輸送)車両確認証明書を適切に管理、保管しなければならない。

4 協定期間中において公共土木施設が新たに完成した場合は、供用開始の告示を以って当該施設が存する工区の協定業者の業務対象施設に編入されるものとする。

(暴力団等排除に係る協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。また、この場合「総合評価落札方式」における評価及び「建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数」の算定における実績の対象外とする。

一 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

二 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与してい

ると認められるとき。

四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

五 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

六 乙が、第一号から第五号のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

七 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第一号から第五号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前各項の規定によりこの協定を解除したことにより甲に損害を及ぼしたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（妨害等に対する報告義務等）

第10条 乙は、この協定の履行にあたって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう）（以下「妨害等」という）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、甲の調達契約からの排除措置を講じることがある。

（あっせん又は調停）

第11条 この協定に関して甲と乙との間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という）のあっせん又は調停を請求することができる。

（仲裁）

第12条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意を締結した場合にあっては、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

第13条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて、甲と乙とが協議して定める。

この協定を証するため協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所 豊田市常盤町3丁目28番地
愛知県
代表者 豊田加茂建設事務所長 小井手 秀人

乙